

平成26年度第3回  
茨城県地域防災計画改定委員会  
原子力災害対策検討部会

- 1 日 時 : 平成27年2月6日(金) 10:30～
- 2 場 所 : 茨城県庁 6階 災害対策室
- 3 出席者 : 藤城委員長, 野村委員, 野口委員, 土屋委員, 藤原委員,  
山田委員, 村山委員, 坪委員, 川崎委員(順不同)
- 4 結 果 : 各委員からの原子力防災に係る主な意見は別紙のとおり

○藤城委員長

それでは、これからの進行につきましては、しばしの間務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうの部会の議題は、前回の案を修正した避難計画（案）の改定案でございますが、かなり分量がありますものですから、前回もそうだったのですが、中身を切りながらご説明をいただいて、ご意見いただく形で進めていきたいと思っております。

まず、最初のところは、事前の対策的なところで、第1から第3ぐらいのところまでを、まずご説明をいただいて、それに前回のご意見をいただいた上での修正事項等を中心に説明していただきたいと思っております。

では、事務局をお願いします。

○事務局

（「茨城県広域避難計画（案）」の第1から第3までを説明）

○藤城委員長

ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただいた第3のところまでで、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

やはり、前回から整理をされてというところから見るといろいろおありだと思っております。よろしくお願いいたします。藤原委員。

○藤原委員

私は12月に出られなかったのですが、その前に、最初に私が出たときに発言させていただいたのですが、避難先とか避難経路といったものから、一応、一番やりやすいといえますか、茨城県内におさまるということで、一つの案が示されている。ただ、本当に何が起るかということもわからないですし、想定外のことがあるかもわからないということもあって、ここの避難経路のほんの一部のところだけが、うまくいかないやつは調整すればいいと思うのですが、大半が南に避難するということが、何らかの理由で難しい状況になったときに、どうするのかという基本的な考え方を書き加えられておいたほうがいいのではないかと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

多分、前回もそういう議論がありまして、まさに想定外の場合にどうするかというところを、一応注意を喚起しておく必要はあると思っております。

○藤原委員

例えば、茨城県内でおさまらずに、栃木県とか、あるいは福島県といったところに避難をするのが重要な避難先になるような複合災害で、こういったものも方向性として何らかの考え方をつくっておいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局

これから説明をする予定をしておりましたが、14ページのところで、複合災害の当面の対応、今回の避難計画は、96万人の避難先を確保するという前提の中で動いてございます。一方で、やはり複合災害ということも当然想定をしなければなりません。その中で、当面の対応といたしまして、避難先が被災をし、使えない場合、どうするかというものも当然考えなければなりません。

(1)のイのところ、受け入れが困難というときは一時的な避難先の確保に努めると、この一時的な確保の方法については、これはあくまでも事務局案ということなのですが、例えば今現在、1人当たり2㎡で収容の人数を計算してございますが、それを、例えば今までの基本型の避難計画については、1人当たり1.65㎡というものでございました。そういうことで、緊急避難的に、ちょっと狭いのだけれども、数日我慢をしていただくという避難方法もあるでしょうし、あとは、避難所の選定については、大体、避難所の運営効率を考えて、100人以上収容するところというのを基本に選定をしております。このため、ほかに避難所として使えるという施設もあろうかと思えます。そういうものを活用するなど当面の対応をし、長期避難、要は二次的な避難先の確保につきましては、今後どうしていくかというのは、ここに記載のとおり国といろいろ協議をしながら、有事の際は当然国に支援を求めますが、今後それをどういうふうにするかというものにつきましては、今後記載をしていきたい。

あわせて、一番最後といたしましうか、19ページのところにありますが、複合災害への対応ということで、一番上のポツのところ、第2の避難先の確保というものを今後の課題として位置づけさせていただいているということでございます。

#### ○事務局

補足をさせていただきたいと思えます。

確かに藤原委員おっしゃった件、とても重要で基本的なところだと思えます。

今説明があったように、後段のほうで考え方を示しているのですが、やはり、基本的考え方なのか、避難経路のところなのかについては考えますが、その辺も基本的なそういった対応、方針みたいなものは位置づけておいたほうが、よりわかりやすく、安心感もいただけたらと思えますので、検討させていただきたいと思えます。

#### ○藤城委員長

よろしく申し上げます。

今の段階の計画のところ、公表はされている、特に複合災害の中で書かれているのですが、基本的な考え方がどのようになるのか、藤原委員の意見も多少ご検討いただきたいと思います。

野口委員、どうぞ。

#### ○野口委員

私も、前回別件があつて出られなかったので申しわけないのですが、2点ほど意見があります。

最初は、5ページ目の下の緊急事態区分及びその判断基準となるEALという表であります。

まず、書き方を変えたほうが良いと思っているのは、主な判断基準となるEALという文言であります。

それぞれ3つの事象において2つずつ上げてあって、これが主な判断基準と言われると、えっ、これだけなのという感じがするのです。少なくとも文言としては、判断基準となるEALの例という表記にすべきだと思いますし、これは単に表記の問題というよりも、県として市民を守る、県民を守る立場で、福島の再発防止のみならず、これから起こる可能性に対して幅広く検討しているぞという、この姿勢が非常に重要であって、今明らかになっているものだけを並べて主たと書くのは非常に抵抗があります。ここは、ぜひご検討くださいというのが1点です。

2点目は、8ページの広報なのですが、行政の広報としては、こういうことかなと1番から4番まで見ていたのですが、私は1月20日、21日と阪神・淡路の20回目のシンポジウムに出席して議論してきました。その中で、自然防災の中で非常に大きな議論になっているのは、行政の広報以外にも、今、例えばSNSであるとかツイッターであるとか、民間のいろいろな情報サービスというのがあるということです。この活用が不可欠であるという話が出ていて、確かにSNSというものは、ある種風評生み出すという危険性もありますが、これまでの例でいうと、実にその風評を打ち消すためにもSNSをうまく使ったとか、こういう新たな情報手段との連携は不可欠だと思います。

ただ、そのときに議論になったのですが、行政は、やはり間違いのない情報を、例えばそういうSNSの機器を使えない人たちにも、ちゃんと確実に出すという情報方針がある。一方、民間等がやっているものに関しては、ある機器を使える人、ある機能を持った人に対しては非常に有効な情報が、ただし、ある程度不完全な情報が飛び交うという現状の中で、この2つをどちらがよいのではなくて、この2つをいかに連携して、きちんと市民の皆さんたちに最大のパフォーマンスで有意な情報をもたらすという、これはマスコミの情報も含めて、連携が必須であるという議論が今自然防災では、そういう流れになっているのです。

原子力防災も全く同じだと思いますので、5番目ぐらいに、SNSもしくはマスコミ等の情報との連携を図るという趣旨で付け加えていただいて、情報通信社会における最大のパフォーマンスを計画していただければと思います。以上です。

○藤城委員長

ありがとうございました。

2つコメントをいただいて、まず最初のEAL等については、これは、あくまで事業者の情報をまず確認するということですが、それ以外の、例えば複合災害となると、いろいろな状況がご指摘のようにありますし、それは、いろいろなことを考えながら対応をとる必要があるという基本的な考え方が非常に大事だと思います。それから、もう一つのと

ころは、広報のやり方について、さらに連携をいろいろ深めるというご指摘ですが、何か事務局のほう、意見がありますか。

#### ○事務局

まず、1つ目のEALについて2つずつ書いたということですが、実際に、警戒事態、それから施設敷地緊急事態、全面緊急事態、これは基本的なものもございますし、原子力事業者が定めたEALがございます。そういうことで、警戒事態であれば外的要因なども含めて記載をするといいたいでしょうか、そういうことで検討をさせていただきたいと思えます。

それから、マスコミとの連携といいたいでしょうか、私どもも広報媒体の効果的な活用ということで考えましたが、それ以外に有効な広報手段というものがあるのであれば、私は存じませんでした。大変失礼いたしました、そういうものの記載について検討させていただきたいと思えます。

#### ○藤城委員長

よろしくお願ひします。

最初のEALに基づく対応は、とにかく放出が起こる前に、できるだけ早く避難をしようという趣旨ではあるのですが、ベースになる考え、条件というのは、いろいろなものを確かに考える必要がありますので、国の指針は、まずEALをベースに対応をとるように書かれていますから、それに沿ってこういうふうにかかれたのだと思えますから、これは基本だとは思いますが、プラスいろいろな情報にフレキシブルに対応しながらということにしたほうがいいのだと思えます。よろしくお願ひいたします。

ほかにかがでしょうか。土屋委員。

#### ○土屋委員

もしかして山田委員からご意見があるかもしれないのですが、4ページに避難経路のことが書いてあって、でも、この広域避難計画は、最初に市町村の計画を県が支援するというのが第1の目的だと書いてあります。多分まだこの市町村も、この経路について住民の方たちと話をしていないと思えます。実際に話を始めると、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいという意見が絶対出てくるのです。だから、これは案として出されたということで、今後は、市町村のほうで住民の皆さんと一緒に考えた実効的なものが出てくれば、それを、ぜひ採用していただくような方法で取り組んでいただければと思えます。

それから、もう一つ、8ページの広報です。臨界事故のときもそうなのですが、どうしても行政の方は、正確な事故情報を出すということで非常に一生懸命になられる。ところが、正確な情報というのは結構収集するのはすごく時間がかかりますし、いつの時点で何が正確なのかはわからないことがありまして、消していただく必要はないのですが、ここにもう一つ、迅速に情報提供するという文言を一つ入れていただいて、正確さだけにこだわらず、随時、住民の皆さんに必要な情報を出すのだということを示していただければと思えます。以上です。

○藤城委員長

ありがとうございました。2点ご指摘がございました。

○事務局

まず、1点目の主な幹線道路ということです。

これにつきましては、私ども、各市町村、自治体さんに、各地区の方が、主要道路がどこかというものをいろいろ調整をいたしました。今後、各自治体さんは、その道路に基づいて詳細な避難ルートを設定するのだと思いますが、逃げる場所から、大体高速道路が主になってまいります。それから、主要な幹線道路が主になってまいりますので、やはり避難を考えたときに、どうしてもこれが主の道路になるのだらうということで、ここまでは市町村さんといろいろ調整をさせていただいて記載した内容になってございますので、ここについて、もう一度各自治体さんのお考えを聞きながら、修正すべき点があれば、もうちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、住民の広報でございますが、やはりが先生おっしゃるように、正確な情報は当然大事ですが、迅速性というのも非常に重要だと思います。そういうことから、記載の内容についても一度見直して、そういう文言がどこに入れるのが適切なのかということを検討させていただきたいと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。どうぞ。

○事務局

一点、私どものほうからお話しさせていただきたいのですが、避難経路についてです。

本文の3ページを見ていただきたいと存じますが、3ページの一番下のところに3. 避難経路とございまして、「市町村は、この主な幹線道路を基本に、避難元から避難先までの避難経路を定める」ということで書かせていただきました。ですから、ありていに言えば、我々がつくる避難計画を目安にして、それぞれ地域の事情、特性もございましてしょうから、それらをアレンジしながら定めていただきたいという考え方でございますので、そこは各市町村の皆さんと連携をしながら、今後もやりとりをしていきたいと思っております。

○藤城委員長

ありがとうございました。

一応、精神としては十分その方向でつくってあるということだと思うのですが、迅速性は非常に大事なことで、ぜひ、よろしくその辺も考慮するようにお願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

○川崎委員

8ページの第3の住民の避難等に係る広報というところなのですが、事故の第一報は間違いなく消防か県に入ってくると思います。その時点でレベルによると思いますが、そのとき県のほうの各関係市町村に出す場合、初めは単なるこういう事案がありましたよと、

それとも、初めから勧告状態、レベルによると思いますが、多分、市町村によって数字が違うと思いますが、最終判断は各市長、村長が決めるのかといったところの確認なのですが、実際に2年前、J-PARCというところで事故がありました。あのときに、どこまで情報が流れたかわかりませんが、ある学校では屋外で運動会か何かやっていたという話を聞いたことがあるのですが、そういったことを含めて、この各避難までの情報提供、県はどこまで出すのかということを確認したいのです。

○事務局

これは防災計画上の話かと思いますが、基本的には国が避難、あるいは屋内退避、一時移転という指示を出してまいります。流れといたしましては、原子力事業所から事故情報が国に入りまして、その状況を判断した上で、オフサイトセンターが立ち上がっていけばオフサイトセンターを経由をしてくるのですが、現実的には、テレビ会議でやってしまうことが現実的かと思います。ですから、そこで茨城県各自治体、同じ情報をその時点で共有できるだろうと思っております。

県は、防災計画でも同じですが、市町村が避難指示を行いますので、それがちゃんと適切に行われるかどうかの確認を、まずは主に行うことになろうかと思えます。

○藤城委員長

よろしいでしょうか。坏委員。

○坏委員

2ページの避難、96万人の人口に対してなのですが、その後の18ページにもありますが、住民避難の確認ということで、広域避難した後の世帯別戸数の数を入れないというのは、何か理由があるのでしょうか。全体として避難しているかどうかの確認というのは、多分戸数でチェックしていく形になると思うので、詳細は各自治体でつくるといことはあるのでしょうか。人口だと、全体的な戸数、どのぐらいの世帯がいるというのを把握できないので、もし不都合がなければ、世帯数も入れたほうがわかりやすいと、これは意見でございますが、その後のことを考えると、この辺を参考にしてもらいようよろしくお願いいたします。

○藤城委員長

その辺は、これからの検討の中で、考慮されるのですか。

○事務局

ここに対象市町村人口があって、これは実際に確認をするときに情報としても貴重かと思えますので、それについては記載をする方向で検討させていただきたいと思えます。

ただ、人口の国調がH22なので、これを各市町村と協議をしながら、どの時点でという形で調整が必要かと思えます。

○藤城委員長

そうですね、よろしくお願いいたします。山田委員、どうぞ。

○山田委員

多分、市町村のつくる避難計画に係る部分が多いのだと思うのです。今回は県の広域避難計画で、私もいろいろ言いたいことはありますが、これは基本形で、県がやれるところというのはある程度のところまでで、これは私自身も覚悟しています。市町村は、もっとこれより、より細かく実効的な、しかも、一人一人の村民の人に理解してもらえるように、もっとわかりやすく書かなくてはならないと思っていますので、それは一つの役割だと思うのです。項目とかいろいろなことは上げられるのですが、この中で全部入れ込むと、この広域避難計画が分厚くなってしまいますので、ますます読まなくなってしまうので、それは別刷りでもいいのですが、何かちょっと、そこはこの後市町村がつくるときの支援としてもうちょっと別な形で整理したものが欲しいなと思います。

私、前回、防護措置のところ、わかりづらいということで、これを分けてもらったのですが、結局、6ページのO I Lのところ、なかなかこれだけではわかりづらい。これは役人が見ればわかるのですが、一般の人は、なかなかこの図ではわかりづらいかないところがあります。基本的に、ここは、UPZの人の話なので、そこをちゃんと書いてもらわないと。冒頭に、この図がいきなり描いているのですが、PAZの人は即時避難なので、最初の5ページですが、6ページは、あくまでも5キロ圏外の人、まず屋内退避なので、今時点が屋内退避なので、そこから始まるのですよというのをどこかに書いていないと、この図だけ見たのではよくわからないと思いますので、もうちょっと工夫していただければと思います。

広報も、基本的な考え方ということで、文字づらは多分こうです。多分、市町村の避難計画は、もっと細かく広報の流れ、広報のタイミングとか、広報すべき中身の広報手段とか問い合わせとかいろいろなもの書かなくてはならないので、それは市町村の役割だと思うのですが、その市町村がつくるときには、こういうところも盛り込むようにというのが、もうちょっと入れてほしいと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

確かに今ご指摘いただいた4の(2)は、文章による説明は書いていないところもありますので、さらにもう少しわかりやすい説明内容に工夫をお願いいたします。

広報については、今後まだ市町村と打ち合わせいろいろあると思いますので、それを踏まえて、基本としては、どういうふうにかかわるかということをご検討いただきたいと思っています。

○事務局

今、山田委員からのお話、3点ほどあったかと思うのですが、県の計画は基本形だと、市町村が実際つくるときには、もう少しわかりやすく詳細につくっていく必要があるというお話がありましたが、我々としても、県の計画と市町村の計画との違いというか、役割分担というのをもう少し考えて整理をさせていただきたいと思います。

それから、2つ目のO I Lのところについて、依然としてまだわかりづらいというお話

ございました。今委員長がおっしゃったように、6ページの(2)の放射性物質放出後の防護措置とあって、いきなり図が入ってきているということで、ちょっとぶっきらぼうな印象がございました。ですから、ここについては、委員がおっしゃったように、やはりUPZにおいては、それをまず示して、その上で、まず基本は屋内退避なのだと。その上で、OIL1超、OIL2超が発生した場合には、このような行動をとるのですということ、もう少し丁寧に書かせていただきたいと思います。

それから、8ページの住民の避難等に係る広報というところで、市町村が実際に計画をつくる段において、もう少し計画をつくりやすいように広報の内容について事項を増やしてほしいということだと思います。それについては、その方向で、もうちょっと事項を増やしていきたいと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。野村委員、どうぞ。

○野村委員

今、山田委員から、自治体、各市町村のほうで具体的にいろいろなものを詰めていかないとだめだという話がありました。私は前回も、できるだけわかりやすい計画で、市町村レベルに至っては、自分がどうしたらいいかということを知るような計画にしていきたいと思います。

それで、先ほど山田委員がおっしゃったように、この計画そのものは、余りいっぱい書き込むと、それこそわかりにくい計画になってしまうので、これはこれで、ある程度のところまでとどめておくほうがよろしいと思います。必要があれば、解説とか何かそういう形で、もう少し丁寧にお書きになる部分を分けるとか、これから先展開されるときに、何かそういうことをやられたほうがよろしいのではないかと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

その辺は県の計画の基本だと思いますので、基本的なところをしっかりと示しておけば大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。一応、委員の方々のご意見をお聞きしたわけですが、それでは時間もあれですから、次に進んで、第4以降は、実際の具体的な実施に係わる話なので、一遍に説明をしていただいて、それについてご意見をいただくことにしたいと思います。

○事務局

(「茨城県広域避難計画(案)」の第4から第9までを説明)

○藤城委員長

ありがとうございました。

ただいまの第4以降、最後まで説明をいただいたわけですが、具体的に実施手順についての記載について、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

○野口委員

ここでも議論出ているように、この資料であまり細かいことを書き過ぎてもいけませんし、市町村との連携も必要だと思うのですが、基本的な考え方として、住民避難のところでは、基本は自家用車避難にするという大きな方針のもとで書かれているわけです。これは、リアリティーを考えたときに、行政があらゆる避難手段を用意できるわけではないので、自家用車を使うというのは一つの選択肢だろうと思うのですが、やはり基本とするからには、自家用車避難ということの実効性をどこかで検証しなければいけないわけで、それを4章に書けとは言いませんが、少なくとも第9のところでは、今後の非常に重要なキーとなる自家用車の避難の実効性に対する検討を市町村とともに進めていくという項目は不可欠なものではないかと思えます。

ちなみに、何を心配しているのかというと、いろいろなシミュレーションのときに、一台でも燃料切れの車がいった瞬間に渋滞を引き起こすというトラブルを起こすわけです。避難のときに事故が起きたときの道路計画をどうするかということもありますし、自家用車がないということもありますし、この絵を見ていると、職場から避難所へ、自宅から避難所へという一方通行になっていますが、ある人によっては、職場から自宅へ戻って家族を連れていくという経路が必要になるわけです。そうした瞬間に、今まで準備していた避難経路でこうやって逃げるのだと、あたかも一方通行のように考えていたものが、輻輳するという可能性も考えられるわけです。そういう実効性のあるところで、今後だと思えますが、少なくともそういうことを検討するのだという意思是、最後に今後の課題に載せておいていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目としては、第5の複合災害の当面の対応というところなのですが、原子力防災は、ここへ来て内閣府に移行されました。これは自然災害と原子力防災ということの整合性も含めて、内閣府で面倒見ていただくことにはなりますが、その点で見ると、複合災害の当面の対応のときに、肝心の県や市町村の防災対応能力の向上するという項目が抜けているような気がするのです。これで見ると、あたかも避難させる側の県とか自治体は、防災対応は十分であるかのような印象を受けるのですが、当面の課題としては、例えば地震のときに、危うくなるような橋に対して耐震強化をしておくとか、それとも避難させる自治体自体の防災力を強化しておくとか、職員の安全を確保するとか、基本的な自然防災の対策も含めて考える必要があると思えます。これも、5で書くのか今後の課題なのかはお任せしますが、どちらか必要であると思えます。

それから、7か8かはわかりませんが、8のほうがいいかもしれませんが、避難所の所在確認のところでは今問題になっているのが、最終的に個人情報との関係をどうするかということがありまして、東日本大震災でも、どここの避難所に誰がいたということを、例えば、ある民間の企業が全部自分たちで調べて一括して出そうとするわけですが、それは個人情報の関係で出していかがうかという、非常にいろいろ悩んでいるところがあって、そのときに、この前も議論があったのですが、避難所に入られるときに、例えば、ここに

この人がいるという情報を、例えば公開してもいいかというような手続を事前に準備しておく、随分そここのところが楽になるというのがあります。そういう避難所、これも避難者の所在確認の確実性を確かにするための一つの手法にすぎませんが、こういうのも今後の課題の中に入れておいていただきたいと思います。

最後に、もう一つ考えていただきたいのが、今の深層防護という考え方であります。

今、深層防護によって市民を守るという方向性が打ち出されていますが、この深層防護というのは、設計ベース、それから事業者などの運営ベース、それから行政の防災ベースと総合力で市民をちゃんと守るという姿勢です。これを実効性のあるものにするために、やはり行政と事業者の連携が不可欠だと思うのです。今は協力するとは言いながら、それぞれが自分にできることを一生懸命やろうとしていることで、全体的に市民を守るために、それを発したときに十分かどうかという議論が余りなされていないような気がするのです。そのためにも、お互いに今懸念していること、例えば防災が事業者に対して前提としてやってくれると期待しているもの、逆に事業者からは、行政がこういうふうにしてくれるんだという前提としているものに齟齬がないか、お互いの弱点は、ちゃんとその連携によって埋まっているかということを確認するのが、市民の安全を守るためには不可欠だと思っています。そのためには、今後の課題の中に、やはり行政と事業者の連携によってこの計画の遂行を確実にしていくという、この連携の考え方は、ぜひ入れておいていただきたいと思います。ちょっと多かったですけど、以上です。

○藤城委員長

ありがとうございました。

ただいま4つの、特に今後の課題として記載しておくのがいいのではないかとということ、4点、自家用車を使った避難についての課題、それから複合災害への対応、それから所在確認に対する個人情報取り扱いについての案、それから最後に事業者との連携をどう図っていくか、4つがありましたが、非常に大事なポイントであり、もし事務局のほうで何かご意見がありましたら。

○事務局

1つ目の自家用車避難の検証ということだと思います。これにつきましては、その他の防災訓練をここ数年実施をしてございませんが、自家用車を動かしての検証というのは、やはり必要なことだろうと。今現在、机上でのシミュレーションしか本県として持ってございませんので、そういう実動的なものでの検証ということも非常に重要だと思いますので、これについては記載をしていきたいと思っています。

それから、自然防災の対応ということにつきましては、県の地域防災計画、これは道路の耐震とか、これは防災計画全体の中で、災害に強いという方向性でやってございます。そういうものもございしますが、原子力災害につきましても、そういうものを今後の課題の中に含めるという方向で考えていきたい。

それから、情報の公開でございますが、これは、やはり大きな問題になってくるのだら

うと、その得られた情報をどうするというところで、これについて十分検討して、市町村もどう考えるかというのもあろうかと思しますので、それについては十分検討をしていきたいと思っております。

○事務局

若干補足をいたしますと、1点、個人情報との関係については、委員がおっしゃったように、そういった有事の際に、ある程度の開示をしてもよいのかということについては、事前に確認しておくことも有効ではということだと思います。これについては、各市町村のほうで今後の計画づくりをする中で、我々もその協議に加わりながら、どのように定めていくか検討させていただきたいと思っております。

それからもう一点、深層防護ということで、例えば行政が事業者に期待することと、それから事業者が行政に期待していることに、確かに齟齬があると有事の際に非常に危険でございます。現実、今、実際には事業者のほうは防災業務計画を見直したりして、いろいろ取り組んでいるのですが、それで、事業者の計画と、我々の今やろうとしている広域避難計画とのすり合わせというものは、今後しっかりとやっていきたいと思っております。

○藤城委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。坏委員。

○坏委員

スクリーニングポイントの関連なのですが、今後の進め方への考え方ということへの意見なのですが、スクリーニングは、基本的には避難所で避難者を受け入れるための通過点という重要な問題だと思います。そうすると、過去の、過去といっても福島しか事例がありませんが、中にはスクリーニングを拒否する人もいるわけですね。早く行きたい、だからスクリーニングなんか受けなくて、どこか遠くへ行きたいという人もいるわけですね。そうなった場合に、基本的にスクリーニングポイントの場所を市町村が選ぶのでしょうかけれども、16ページの車両の台数等を踏まえて効率的にと書いてありますが、その台数を踏まえて、やはり市町村で決めるというのはなかなか難しい部分もあるので、どのぐらい時間がかかるかというのも踏まえて、スクリーニングポイントは何カ所という形で、当然拒否する者がいればやはり警察もここに配置して、ちょうどやるというふうになっていくと、無限大につくられても困ってしまうのです。そこで、せつかく避難ルートも定めているようですので、ある程度のところを県で、台数等、時間等を勘案して、何カ所くらいという指針を示した上で検討しないと、市町村のほうで何カ所、人員はどうするのという話になったときに、非常に判断というか計画に困るのではないかと思いますので、なかなか台数の把握といっても難しい部分もあると思えますし、冒頭、他の委員の方からも、南のほうに一気に逃げるのではないかということもありますが、そこを考えるとなかなか難しいので、現行の計画の中で、ある程度の目安を示す必要はあるのではないかと思いますので、今後ご検討いただければと思います。以上です。

○藤城委員長

ありがとうございました。

今のご指摘のところ、今後の課題のところでも、今後検討するとは書いてはあるのですが、より具体的に進めてほしいということでございます。

○事務局

スクリーニングの実施につきましては、各市町村の主な幹線基幹の道路ということで書いてございます。やはり高速道路へ逃げる、それから一般道へ逃げるということになります。

実施場所につきましては、エのところに書いてありますように、重点区域には30キロの境界周辺ということで選定をするということでありまして、この幹線道路、主要の道路沿いの適当な場所というのは、ある程度検討をつけているといいましょうか、そういうものがございます。やはり、スクリーニングの実施は県が実施をいたしますので、その実施体制については、今後協議をして決めていきたいと思えます。

それと、やはり、その道路を通って逃げる住民の数は、多いところもあれば少ないところもある。そうしますと、やはりその体制を厚くするか薄くするかというのは、強弱も出てまいりますので、その辺についてよく検討をして効率よくできるように進めていきたいと思えます。

○藤城委員長

ありがとうございました。

○野村委員

今のお話に関連するのですが、今後やってみてはどうかと思うのは、UPZのところについては、OILに基づいてモニタリングの実績で、ある区域、あるいは、ある方位を設定するわけですね。ですから、茨城県の場合は（対象となる発電所の）原子炉が1基ですから、どういうプルームがどういうふうに行くかといういろいろなケースはもちろんあるでしょうけれども、例えば、どこかの方向にプルームが流れた場合に、その方向で、例えば10キロまで、あるいは20キロ、30キロまでの人たちが避難した場合に、どこの道路を通って、どこが渋滞するのか、可能性があるのか、あるいは、どこにスクリーニングポイントのそういう体制を強化しなければいけないのかということを一種のシミュレーション、あるいはケーススタディといったものを作っておかれて、どこが厳しい状況になるのかというところを押さえておかれる。大体わかっていると思えますが、南西方向のおそらく水戸市が含まれる方向が一番厳しいのだと思えますが、そういったところで範囲を、例えば10キロとか20キロ、30キロの範囲で、そこがOILで避難がかかった場合に、では1方位がいいのか3方位までがいいのかわかりませんが、どれぐらいの台数になる可能性があるのか、人数、台数、それからスクリーニングポイントといったものの参考になるかと思えますので、それは今後の話だと思えますが、やっていただいてよろしいのではないかと思います。

○藤城委員長

ありがとうございます。今後の検討の中の具体的な中身として。

○事務局

各道路を通る市町村，その道路の各地域を細かく分けて，そこに対象人口がどのくらいお住まいになっているか，これは，すべてが乗用車で行くのか，あるいはバスで一時集合所に集まっていくかということによって，動く車両の台数というのは変わってくると思うのです。あとは，乗り合いとか，そんなものをどんどん進めれば，台数も少なくなる。その中で，平均的に避難時間シミュレーションは1台当たり2.5人という算出でやっておりましたので，そういうものを参考に，どの程度の人が，どれだけ動いたときに，どのぐらいの渋滞とか，これをさばくにはどれだけの体制が必要か，そういうものについては，我々としても十分検討しながら進めていきたいと思えます。

○藤城委員長

ありがとうございます。山田委員，お願いします。

○山田委員

細かいところなのですが，13ページで一時滞在者の帰宅できない場合に，最後に「その際，備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に服用する」と書いてありますが，安定ヨウ素剤の記載は，この避難の中ではこしか出てこないのです。何で一時滞在者のところに，わざわざこう一言を入れているのか，前のを見たら，前も入って，安定ヨウ素剤の配布・服用については相当課題が多くて，別途課題にも載っているくらいなので，ここの避難の流れのところは，多分そこまで書き込んだりするととんでもないことになって，ここは書かなくても，避難の流れとだけ書いておいて，安定ヨウ素剤は全部後ろでまとめてやらないと，多分ここだけ違和感があったのですが，それをちょっと。

あと，野口委員がおっしゃるとおり，本当は事業者との連携をどうするかというのは非常に大事な点です。今回，日本原電とUPZ内の小美玉も入ってしまうのですが，15市町村で組織をつくって一緒に協議しましょうという中でも，当然，市町村の避難計画策定には事業者も全面的に協力しますと言ってくれているのです。ただ，そこに，やはり県が入ってもらわないとどうしてもだめなので，県でそういう場をきちんと設けてもらって，これから多分避難計画を各市町村つくっていくのですが，そのつくる段階で，協議の場をきちんと県が設定して，お互いに事業者と市町村の担当者が意見交換できるものを。ぜひ，この計画の課題もそうでしょうけれども，実効性のあるものとしても，そういうものを県が主体になって場を設定して進めてもらいたいということを要望として申し上げておきます。

○藤城委員長

ありがとうございます。今の意見であります。

○事務局

1点目，帰宅できない場合の対応の中に安定ヨウ素剤の服用が入っているということです。帰宅できない場合については，一時集合所に集まっただいて，そこから避難をす

るといことなので、その際に安定ヨウ素剤をこういう方々に渡して飲んでもらうという  
ことと書きました。ここにあると、違和感というお話がございました。そういう部分につ  
いては、安定ヨウ素剤の配布・服用のところのUPZ圏内になろうかと思いますが、ここ  
で、どういう形で整理をするか検討させていただきたいと思ひます。

それから、事業者との連携といひましようか、そういう協議の場という、それについて  
は、県も入って今後も取り組んでいきたいと思ひます。

#### ○事務局

委員の2点目のお話に、若干私からコメントさせていただきたいと思ひます。15の市町  
村の皆さんと原電とで協議を進められているということで、この件に関しては、県もオブ  
ザーバーとして参加することになってございます。そういう中で、県もいろいろとご協議  
に加わっていきたく思ひております。

また、あと、今回こういう形で広域避難計画というものも県としてつくらせていただ  
けですから、これをベースに、考え方もご説明する機会ができればと思ひております。  
よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○藤城委員長

ありがとうございます。

今の事業者との協力も非常に大事な、先ほど野口委員からもご指摘があり、野村委員か  
らもありましたので、今後の課題の検討の中で、県のほうも積極的に進めていかれるとい  
うお話ですので、よろしくお願ひいたします。

ほかに。土屋委員。

#### ○土屋委員

これに書くべきものかどうかわからないのですが、避難した後のことも少し書いてある  
ので、ご検討いただきたいのですが、PAZの方たちは、放出前に避難するからスクリー  
ニングをやらないということなのですが、それがうまくいったとしても、住民の方々は、  
ご自身の健康、汚染しているのかどうかというのはものすごく心配なのです。なので、避  
難所に行っただけで終わりという絵が、非常に、もし私が住民だったら、えっ、それだけ  
なのと思ってしまうので、避難所に行ったら汚染検査をちゃんとやるのだということが書  
いてあると少し安心かなと、途中でスクリーニングをするというのは当然のことですが、  
しない場合でも、ちゃんと、どういう状態だったかというのをやりますよ、しかも、それ  
に対して県や市町村がその体制をとるのだという覚悟を示しておくということが大事では  
ないかと思ひます。

それと、安定ヨウ素剤は結局やはり未定な部分がいっぱいあるのですねというのが、と  
ても不安なところですが、一つ意見を言いたいのは、第2回の意見についてというところ  
で、安定ヨウ素剤配布・服用のところに、訓練や市町村での計画策定の中で具体的にすべ  
きと私が言ったのでもなく、野村委員もこういうことをおっしゃったのではなく、むしろ、  
実効的な事前配布の方法であるとか、一番ケアの必要な方々や県民の皆さんの不安に応え

るような配布方法、あるいは服用方法を検討してくださいという意見だったはずで、もちろん、国の方針がこういう状況なので仕方がないのかもしれないのですが、茨城県として、やはり県民の安全を守るためには、こういう方法のほうがよいというふうに、ぜひ国にも提案していただいたほうがいいのではないかと思います。

○藤城委員長

P A Zの人に対するスクリーニングの話は、確かに基本はこうであっても、実際はそのとおりにいかない場合もあるし、それから、心配されるところもある。そのような点については、具体的な対策を実施する上での配慮としては必要ですね。

それから、2つ目のところの安定ヨウ素剤の事前配布については、県のほうで何かございますか。

○事務局

1点目の汚染検査です。これは、避難所、救護所と言いかえるかもしれませんが、その汚染検査については、基本的には、指針でもありますように移動先においてやるということになってございますので、そのとおり実施をいたします。

ただ、今回ここで書いているスクリーニングにつきましては、30キロというエリアの中を脱出する際の検査というご理解をいただきたいと思うのです。ですから、脱出する際の医療との結びつきをどうするかというのも大きな課題ではあるのです。これについて、これはどうするかというのは、被ばく医療マニュアルも一方でございますので、そちらの関連を見ながら、計画に位置づけられるものは位置づけていくという方向になってくるのだろうと思います。

ただ、現実的に被ばく医療機関が、一次被ばく医療、二次被ばく医療とあります。これは、いずれも5キロ圏の中にある程度入っているといいましょうか、避難対象地区の中、P A Zの対象地区の中が多くございます。二次被ばく医療機関は、今現在、中央病院と国立茨城東病院、昔の国立病院なのですが、その2カ所、あとは、今後、特別な1病院ですね、筑波大付属病院が入るという方向で検討されているようですが、ここしかないというものもございまして、それをどうするかというのも大きな一つの課題だろうと思います。

それからもう一点、ヨウ素剤ですが、これは、ここにも書いてありましたように、基本的にはP A Zは事前配布で、U P Zは緊急時配布。P A Zに非常に人口が多い。現実的に緊急時配布できないのではないかとご意見だろうと思います。今の段階では、要は配布の方法を、より具体の配布の方法をというものを研究をする。要は事前配布と同じような状態にするといいましょうか、分散の備蓄といいましょうか、そういうことで緊急時の配布をより効率のいいものにするとか、いろいろやり方はあるのだろうと。これは国のほうにも、本県だけではなくて、原発の協議会を通して国にも要望をしておりますし、乳幼児に対する新薬の開発といいましょうか、どういう、今現在はシロップで溶くとか、非常に緊急時の配布というのは難しい状況がございます。そのようなものについては、国には要望はしている状況でございます。

○藤城委員長

なかなか大変な課題になると思います。

○野村委員

よろしいですか。

○藤城委員長

はい、どうぞ、野村委員。

○野村委員

避難所での、先ほど土屋委員から話がありましたが、安心の観点からも、スクリーニングを、サーベイをやるというのは意味があるかと思いますが、前回言いましたように、放射線モニタリング結果、そういったデータというのは、実測値なので非常に説得力がありますので、そういうものをお示しいただく、説明いただくということも、あわせておやりになると安心感が増すのではないかと思います。

そういった意味で、モニタリングデータを有効に活用してくださいということを前回言ったのも、実はそういうことにある。ぜひ考えていただきたい。

○藤城委員長

その辺は、具体的な実施計画の中で、いろいろやり方を工夫されると思いますが、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。具体的な実施については、本項ところでは、非常に基本的なところが抜けがないようにというところでの、いろいろなご指摘があったかと思いますが。

それで、これからの作業としては、今ご指摘いただいたところを、ここにある程度書き込んで、とりあえず年度内に私ども仕上げるという作業がこれからあるわけでございます。かなり明快なご意見をいただいておりますので、ここで、今後の課題のところ追記を入れるとか、あるいは、今後の作業の中で書きぶりをどう直すかというのは多少ありますが、あまり大きく全体を変えるというのではないので、今いろいろご意見をいただいたところを、この原案の中に事務局のほうで盛り込んでいただくという形で、あとは部会長のほうで確認をするという形で、今年度の中の作業を進めていくという形にするような、そうしていこうと思うのですが、いかがでしょうか。もしそれでよければ、今日ご議論いただいたところを、この案に生かすというやり方で進めることにしたいと思います。

きょう、前半、後半ということでご意見いただいたわけですが、もし、また全体的にご意見がありましたら。土屋委員。

○土屋委員

訓練を考えていますというお話だったのですが、自動車避難の訓練は、ほぼ非現実的ですね。自動車避難の訓練をやって、シミュレーションどおりいくかどうかなんて、そんなのは無理だと思うのですが、先ほど野村委員がおっしゃった、スクリーニングポイントがどうなるのかというのを決めて、そこを立ち上げるまでにどのくらい時間がかかるかという行政側の対応能力の訓練はいくらでもできるので、そういうところをやっていただく

いいのではないかと思いますので、期待しておりますのでよろしくお願いします。

○藤城委員長

野口委員。

○野口委員

防災訓練の場合は、どうしても、これをやりました、これをやりましたという、やったことの報告になっているのですが、防災力の観点からいうと、何をやっていないかということをはっきりつかんでおくのがとても重要なのです。そのためには、防災訓練の場合は、本来何をやるべきかという一覧というか全体の整理があって、その中で、今年は何をやった、これは確認したという、それですと埋めていくというやり方が非常に重要で、これを防災訓練の中長期計画といいます。こういうものを市町村、事業者にも同じことを要求していただいて、どこはちゃんと確認したのか、どこはこれからなのかということの中で、防災力を一年一年高めていっていただければいいと思いますし、あと、防災力のチェックに関しては、実際に訓練をやらないとわからないものと、先ほどありましたシミュレーションとか、いろいろな事前の検討の中で問題点を洗い出すとか、いろいろなやり方がありますので、そういう防災力を高めるのを体系的にちゃんと整理していただいて、強化していただければと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

防災力向上へのいろいろな再質問でしたが、ぜひ県でも、これからは積極的にいろいろな検討をお願いしたいと思います。

では、藤原委員。

○藤原委員

より具体的な検討をされるのかと思うのですが、シミュレーションとか、もしやられたら、どういったのがどういう状況になっているのかというデータみたいなものを公開していただいて、判断の根拠が妥当なものかどうか分かるようになるといいと思います。

○藤城委員長

ぜひ、その辺の成果を全員が共有するという意味で大事なことかと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ有益なご意見いただきましたので、ぜひとも、より実効性のある基本計画となるよう検討をお願いしたいと思います。

それでは、私の議事進行はここまでいたしまして、事務局にお戻しいたします。

ごめんなさい、その他事項というのがありましたのですが、もし、その他事項として何か事務局でお考えがあれば。

○事務局

本日も、大変貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。今日いただいたご意見をしっかりと受けとめて、よりよい広域避難計画にしたいと思います。

また、最後に訓練の話もいただきました。我々も、この計画ができた暁には、また訓練というものも真剣に取り組んでまいりたいと考えてございますので、そのときには、またいろいろとアドバイスをいただきたいと思っております。

具体的に、今後の広域避難計画でございますが、修正作業を行って、委員長ともご相談させていただきながら、この3月に防災会議のほうにご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、3月に防災会議を開くわけでございますが、その際には、広域避難計画とはまた別に、県の地域防災計画の原子力災害対策計画編がございますが、こちらにつきましても、法律がいろいろ改正されて、用語なども変更になってございますので、そういった用語の統一なども含めた所要の改定を行いたいと考えてございます。これらについても防災会議に諮りますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○藤城委員長

ありがとうございました。

それでは、これで議事を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。